

＜資料3＞算定期間の中で新設・廃止された事業所等に係る事業所税の月割計算について

- 月の途中から開始される事業年度の法人が算定期間の中で事業所を新設・廃止した場合の事業所税の月割り計算において、地方税法の規定中「日の属する月」とは当該法人の一事業年度を構成する各月に基づいて判断すべきものである。

例：事業年度 平成29年4月21日～平成30年4月20日

- 事業所の新設日 平成29年4月30日 → 新設日の属する月の翌月から算定期間末日の属する月までの月数は11月となる。

平成29年

平成30年

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
4/21～ 5/20	5/21～ 6/20	6/21～ 7/20	7/21～ 8/20	8/21～ 9/20	9/21～ 10/20	10/21 ～ 11/20	11/21 ～ 12/20	12/21 ～1/20	1/21～ 2/20	2/21～ 3/20	3/21～ 4/20
	○										✕

- 事業所の廃止日 平成29年9月15日 → 算定期間開始日の属する月から廃止日の属する月までの月数は5月となる。

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
4/21～ 5/20	5/21～ 6/20	6/21～ 7/20	7/21～ 8/20	8/21～ 9/20	9/21～ 10/20	10/21 ～ 11/20	11/21 ～ 12/20	12/21 ～1/20	1/21～ 2/20	2/21～ 3/20	3/21～ 4/20
○				✕							

- 事業所の新設日が平成29年4月30日かつ事業所の廃止日が平成29年9月15日 → 新設日の属する月の翌月から廃止日の属する月までの月数は4月となる。

第1月	第2月	第3月	第4月	第5月	第6月	第7月	第8月	第9月	第10月	第11月	第12月
4/21～ 5/20	5/21～ 6/20	6/21～ 7/20	7/21～ 8/20	8/21～ 9/20	9/21～ 10/20	10/21 ～ 11/20	11/21 ～ 12/20	12/21 ～1/20	1/21～ 2/20	2/21～ 3/20	3/21～ 4/20
	○			✕							

月刊「地方税」平成29年10月号 【今月の研究課題】(P150資料3)
「事業所税の資産割における事業年度途中の事業所の新設・廃止等の
場合の期間計算について」中、掲載資料の一部訂正について

(訂正の趣旨)

平成29年10月号の当該記事内における資料3(150頁)のうち、算定期間の中途に新設された例を示すにあたり、新設日を平成29年4月21日としておりました。

しかし、今回の例では、算定期間(事業年度)が平成29年4月21日～平成30年4月20日である法人事業主を用いているため、平成29年4月21日では算定期間の中途に新設されたものには該当致しません。

よって、算定期間の中途に新設されたことに該当する平成29年4月22日以降の日として、平成29年4月30日と訂正させていただきました。

ご迷惑をおかけした読者の皆様ならびに関係各位には深くお詫び申し上げます。